

## 解体工事業技術者要件の経過措置終了に伴う届出について

解体工事業の専任技術者要件は令和 3 年 3 月 31 日に経過措置が終了します。

現在、いわゆる“みなし”の専任技術者を登録して解体工事業の許可を受けている事業者の方は、経過措置の終了までに、要件を満たす技術者がいる場合は技術者の変更、いない場合は解体工事業の廃業が必要となります。

つきましては、『建設業許可（申請・変更）の手引』の「11 解体工事業について」及び「Ⅲ許可後に必要な手続き（変更届・廃業届等）」をご確認のうえ、届出を行ってください。

[https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu\\_kyoka\\_tebiki3.htm](https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/kensetsu_kyoka_tebiki3.htm)

### 【必要書類について】

#### 1 解体工事業の要件を満たす技術者がいる場合（手引 P75 No. 14）

専任技術者の変更届を提出する必要があります。

##### （1）同一の専任技術者で有資格区分の変更をする場合

書類の種類	様式名(クリックでダウンロード)	様式番号	手引記載例等
本冊	<a href="#">変更届出書（第一面）</a>	22 号の 2 (第 1 面)	P80
	<a href="#">専任技術者一覧表</a>	別紙 4	P25
別とじ	<a href="#">別とじ表紙</a>	—	P22
	<a href="#">専任技術者証明書</a> （1 枚）	8 号	P87 の③
	技術者の要件を証する書類（注）	—	P64、P66 P92 の 4 番

##### （2）専任技術者を別の者に変更する場合

書類の種類	様式名(クリックでダウンロード)	様式番号	手引記載例等
本冊	<a href="#">変更届出書（第一面）</a>	22 号の 2 (第 1 面)	P80
	<a href="#">専任技術者一覧表</a>	別紙 4	P25
別とじ	<a href="#">別とじ表紙</a>	—	P22
	<a href="#">専任技術者証明書</a> （2 枚） ※前任の削除、後任就任分	8 号	P87 の①②
	後任者について技術者の要件を証する書類（注）	—	P64、P66、 P92 の 4 番
確認資料	前任者の保険証の写し	—	P92 の下段
	後任者の住民票及び保険証の写し	—	P92 の 1～3

（注）技術者の要件が実務経験による場合は、事前にご相談ください。

**2 解体工事業の要件を満たす技術者がいない場合で、他の業種の許可を有している場合**  
(手引 P75 No. 14)

解体工事業に関する「一部廃業届」を「専任技術者の変更届」とあわせて提出する必要があります。

**(1) 解体工事業の専任技術者が他の業種の専任技術者を兼ねている場合**

ア 同一の専任技術者を残す場合は、上記 1 (1) に加えて下表の書類が必要

イ 専任技術者を別の者に交代する場合は、上記 1 (2) に加えて下表の書類が必要

書類の種類	様式名(クリックでダウンロード)	様式番号	手引記載例等
本冊その 2	<a href="#">廃業届</a>	22 号の 4	P89 上段記載例
	<a href="#">変更届出書 (第二面)</a>	22 号の 2 (第 2 面)	P89 下段記載例

**(2) 解体工事業の専任技術者が他の業種の専任技術者を兼ねていない場合**

書類の種類	様式名(クリックでダウンロード)	様式番号	手引記載例等
本冊	<a href="#">変更届出書 (第一面)</a>	22 号の 2 (第 1 面)	P89 中段記載例
	<a href="#">専任技術者一覧表</a>	別紙 4	P25
別とじ	<a href="#">別とじ表紙</a>	—	P22
	<a href="#">届出書 (1 枚)</a>	22 号の 3	P90
本冊その 2	<a href="#">廃業届</a>	22 号の 4	P89 上段記載例
	<a href="#">変更届出書 (第二面)</a>	22 号の 2 (第 2 面)	P89 下段記載例

**3 解体工事業の要件を満たす技術者がいない場合で、他の業種の許可を有していない場合**  
(手引 P75 No. 15)

建設業許可を廃業する必要があるため「全部廃業届」を提出してください。

書類の種類	様式名(クリックでダウンロード)	様式番号	手引記載例等
本冊	<a href="#">廃業届</a>	22 号の 4	P93

◎各届出は一部を除いて郵送で受け付けています。郵送手続きをお願いします。

「建設業許可に関する変更届等の郵送受付の拡大について」

<https://www.toshiseibi.metro.tokyo.lg.jp/kenchiku/kensetsu/yuusoukakuju.html>

(問い合わせ先) 建設業課 審査担当  
(代表) 03-5321-1111  
(内線) 30-661, 662, 666, 671